# 仕　　様　　書

行 財 政 局 総 務 部 庁 舎 管 理 課

（担当　徳永，関口　　電話　222－3046）

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 普通乗用自動車リース（平成２８年４月リース開始）（庁舎管理課） |
| 契 約 期 間 | 平成２８年４月１日　～　平成３３年３月３１日 |
| 契 約 条 件 | 1　納車<br>　契約日から使用可能となるよう納車すること。<br>ただし，契約日が日曜日及び土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はその前日に納車すること。<br>2　支払方法<br>　毎月均等払い<br>3　期間満了後の物件の取扱い<br>　業者引き取り<br>4　保守管理<br>　含まない<br>5　リース料に含まれる項目<br>（１）　自動車税（６０ヶ月）<br>（２）　自動車重量税（３６ヶ月）<br>（３）　自賠責保険（３７ヶ月）<br>（４）　自動車取得税<br>（５）　登録納車費用<br>6　その他<br>　普通乗用自動車（リース）仕様書参照<br>7　京都市長期継続契約に係る特約事項<br>（予算が減額された場合等の途中解約）<br>（１）　京都市（以下「甲」という。）は，翌年度以降において賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は，この契約を解除することができる。<br>（２）　前項の規定により，甲がこの契約を解除した場合において，この契約の賃貸借の対象となった物件に係る契約者（以下「乙」という。）の取得費用及び付随費用の合計額が，既に甲が乙に対して支払った賃借料を上回っていても，乙は，その差額を甲に請求することはできない。<br>（３）　乙は，前項に定めるもののほか，甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について，甲に請求することはできない。 |

注　本仕様について不明な点がある場合は，契約課の指示に従ってください。

普通乗用自動車（リース）仕様書

行財政局総務部庁舎管理課

第１条　この仕様書は次に示す車種に適用する。提供車両は京都市公用車購入等に係る車種選定要綱に基づく下記の車種とする。

（１）　車種　　トヨタ　クラウン HV ロイヤルサルーン　DAA－AWS210－AEXQH

（２）　年式　　平成２８年式（新車）

（３）　台数　　２台

（４）　その他　　ア　オートマチック車
イ　ボディ色　　ブラック

第２条　検査（付属品の取付け）
（１）　契約者は京都市が行う完成検査を受けなければならない。
（２）　検査の実施場所は完成検査を京都市行財政局総務部庁舎管理課とする。

第３条　契約者は車両納入前後に次の書類，図面等を京都市に提出しなければならない。
（１）　取扱説明書　　１部
（２）　その他，京都市が必要とする書類又は図面

第４条　契約者は次の付属品を取付け又は揃えて納車すること。
（１）　スペアタイヤ（応急用タイヤ T155/70D17）　２台分
（２）　ナンバーフレーム　　一式
（３）　フェンダーランプ　　一本
（４）　サイドバイザー　（各ドア）　　一式
（５）　リアガラス３面フィルム貼り　　一式
（フィルムの濃さは契約後，別途，行財政局総務部庁舎管理課と相談すること。）
（６）　ＥＴＣセットアップ　　一式
（７）　読書灯
（８）　フロアマット（ロイヤルタイプ）　　ブラック
（９）　ハーフシートカバー（ロイヤルタイプ）　　４台分

第５条　納入（リース）時の点検整備等
（１）　納入時には，十分な点検整備を行っておくこと。

第６条　納車場所
（１）　納車場所は，行財政局総務部庁舎管理課とする。

第７条　保証及び責任確立
（１）　納車後メーカー指定範囲の故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は，無償交換（修理）又は改造を行う。
（２）　製作上の欠陥による場合は，使用期間中保証すること。

第８条　契約成立後は，契約者は直ちに行財政局総務部庁舎管理課に連絡し，納入時期，架装，塗装等に関する事項の確認を行うこと。
本仕様書に疑義が生じた場合，又は構造を変更する場合は，京都市の指示に従うこと。